

令和 2 年 度

# 県 営 住 宅 入 居 者 募 集 案 内

## 募集する県営住宅

富山・高岡・射水市内の県営住宅の空家

## 申込み受付場所

光陽興産株式会社 〒930-0887 富山市五福8区3548-14  
県営住宅管理センター TEL (076) 471-5500

高岡店 〒933-0874 高岡市京田619  
TEL (0766) 25-1110

## 申込み受付期間

<定期募集> 【第1回】 令和2年2月1日(土)から2月7日(金)まで  
【第2回】 令和2年8月1日(土)から8月7日(金)まで  
※申込みは、郵送(申込期間最終日までの消印有効)でも受け付けます。  
申込みを受け付けたときに、抽選会の日時、場所をご連絡します。  
抽選会では、団地等毎に抽選を行い、入居の優先順位(次期受付期間の属する月の翌月まで有効)を決めます。

<随時募集>

定期募集の期間以外でも随時申込みを受け付けます。  
※ただし、入居の優先順位は、既に申込みをされた方の後となります。

## 申込み受付時間

光陽興産株式会社  
県営住宅管理センター 午前8時30分から午後6時(土曜・日曜・祝日は午後5時)まで  
高岡店 午前9時から午後6時まで(水曜日定休)

## 1. 入居者資格

次の(1)～(5)の条件を原則として全て満たす必要があります。

### (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族がいること

事実上婚姻関係と同様の事情にある方及び婚姻の予約者（入居後1箇月以内に婚姻を予定する者）は親族とみなします。

ただし、次表のいずれかの方は、単身入居が可能な住宅（県営住宅一覧参照）について、この条件を満たす必要がない場合があります。詳しくは、受付窓口までお問合せください。

高齢者	60歳以上の方
障害者	障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次のいずれかに該当する程度である方 <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害：身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度</li> <li>・精神障害：精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度</li> <li>・知的障害：上記精神障害の程度に相当する程度</li> </ul>
戦傷病者	戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症の方
原子爆弾被爆者	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方
生活保護受給者 中国残留邦人等	生活保護法第6条第1項に規定する被保護者の方又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項等に規定する支援給付を受けている方又はこれに準ずる方
ハンセン病療養所入所者等	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等の方
DV被害者	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止等法）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合も含む。）の規定による一時保護又は同法第5条（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合も含む。）の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない方</li> <li>・配偶者暴力防止等法第10条第1項（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合も含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方</li> </ul>

## (2) 収入基準に合うこと

収入月額（※次ページ参照）が 158,000 円以下に該当する方が入居できます。

ただし、次表の世帯（裁量階層）の方は、収入月額が 158,000 円を超えても 214,000 円以下であれば入居できます。

高齢者世帯等	入居者が 60 歳以上の方であり、かつ、同居者のいずれもが 60 歳以上又は 18 歳未満の方である世帯
障害者世帯	入居者又は同居者に障害者基本法第 2 条第 1 号に規定する障害者でその障害の程度が次のいずれかに該当する程度である方がいる世帯 ・身体障害：身体障害者福祉法施行規則別表第 5 号の 1 級から 4 級までのいずれかに該当する程度 ・精神障害：精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第 6 条第 3 項に規定する 1 級又は 2 級に該当する程度 ・知的障害：上記精神障害の程度に相当する程度
戦傷病者世帯	入居者又は同居者に戦傷病者特別援護法第 2 条第 1 項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法別表第 1 号表ノ 2 の特別項症から第 6 項症まで又は同法別表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症の方がいる世帯
原子爆弾被爆者世帯	入居者又は同居者に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第 11 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯
引揚者世帯	入居者又は同居者に海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5 年を経過していない方がいる世帯
ハンセン病療養所入所者等世帯	入居者又は同居者にハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第 2 条に規定するハンセン病療養所入所者等の方がいる世帯
子育て世帯	同居者に 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある方がいる世帯

## (3) 現に住宅に困っていること

原則として、住宅の所有者及び公営住宅の入居者は申込みできません。

※持ち家の方は、申し込みの際、家を手放すことを証する書類が必要です。

## (4) 県税を滞納していないこと

## (5) 暴力団員でないこと

入居者及び同居者について、警察に暴力団関係者ではないことを確認します。

※収入月額の計算方法

収入月額＝ $\frac{\text{入居者及び同居者の年間所得金額（A）の合計} - \text{控除額（B）の合計}}{12\text{ヶ月}}$
ただし、給与所得者が就職後1年を経過しない場合等この計算による収入月額をその申込み者の継続的収入とすることが不適当である場合においては、別に認定します。詳細は受付窓口までお問合せください。

○年間所得金額（A）の求め方

- (1) 給与所得者・・・源泉徴収票の給与所得控除後の金額（1～5月の申込み）又は所得証明書の所得金額（6～12月の申込み）
- (2) 事業所得者・・・確定申告書控の所得金額（1～5月の申込み）又は所得証明書の所得金額（6～12月の申込み）
- (3) 年金所得者・・・次表により算出した額

年齢	年間収入金額	年間所得金額	年齢	年間収入金額	年間所得金額
65歳 以上	1,200,000円まで	0	65歳 未満	700,000円まで	0
	1,200,001円から 3,299,999円まで	年間収入金額－1,200,000円		700,001円から 1,299,999円まで	年間収入金額－700,000円
	3,300,000円から 4,099,999円まで	年間収入金額×0.75－375,000円		1,300,000円から 4,099,999円まで	年間収入金額×0.75－375,000円
	4,100,000円から 7,699,999円まで	年間収入金額×0.85－785,000円		4,100,000円から 7,699,999円まで	年間収入金額×0.85－785,000円

○控除額（B）の求め方

控除の種類		控除額
同居者控除	同居者の方	1人につき38万円
同居しない扶養親族控除	所得税法第2条第1項第33号に規定する控除対象配偶者又は同項第34号に規定する扶養親族で入居者及び同居者以外の方	1人につき38万円
老人控除対象配偶者控除	控除対象配偶者のうち70歳以上の方	1人につき10万円
老人扶養親族控除	扶養親族のうち70歳以上の方	1人につき10万円
特定扶養親族控除	扶養親族のうち16歳以上23歳未満の方	1人につき25万円
障害者控除	入居者、控除対象配偶者、扶養親族及び同居者のうち所得税法第2条第1項第28号に規定する障害者（特別障害者を除く。）の方	1人につき27万円
特別障害者控除	入居者、控除対象配偶者、扶養親族及び同居者のうち所得税法第2条第1項第29号に規定する特別障害者の方	1人につき40万円
寡婦（寡夫）控除	入居者又は同居者のうち所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦の方又は同項第31号に規定する寡夫の方	1人につき27万円（所得金額が27万円未満の場合は当該所得金額）

※ 扶養親族に配偶者は含まれません。

(参考：収入基準早見表)

区分	収入基準	世帯人員別の収入基準を満たす給与所得者の源泉徴収票の給与所得控除後の金額（（ ）内の金額は年間総収入額）の目安				
		1人	2人	3人	4人	5人
一般階層	収入月額が 158,000円以下	1,896,000円 (2,967,999円)以下	2,276,000円 (3,511,999円)以下	2,656,000円 (3,995,999円)以下	3,036,000円 (4,471,999円)以下	3,416,000円 (4,947,999円)以下
裁量階層	収入月額が 214,000円以下	2,568,000円 (3,887,999円)以下	2,948,000円 (4,363,999円)以下	3,328,000円 (4,835,999円)以下	3,708,000円 (5,311,999円)以下	4,088,000円 (5,787,999円)以下

注1 「同居者控除」及び「同居しない扶養親族控除」以外の特別控除のある世帯及び収入のある者が2人以上の世帯については、この早見表は利用できません。

2 世帯人員には、同居しない扶養親族を含みます。

## 2. 申込方法

次の書類を受付窓口に提出してください（郵送可）。また、申込みの際は、入居を希望する県営住宅の団地等（※）を一つ選んでください。

※次の団地については、地区を選んでください。

・太閤山団地・・・「北・中地区」、「北地区」、「南地区」

・中川団地及び東中川団地・・・「中川地区」

・蓮花寺団地及び蓮花寺北団地・・・「蓮花寺地区」

### ◎必ず提出いただく書類

提出書類・留意事項	入手方法
<b>・県営住宅入居申込書</b> 現住所 番地、号まで詳しく記載すること。 勤務先 無職の場合は「無職」と記載すること。 理由 住宅に困っている理由を詳しく記載すること	県営住宅管理センター 県建築住宅課HP
<b>・世帯全員の住民票</b> ・住民票で続柄がわからなければ、戸籍謄本も必要です。 ・外国人の方は、国籍の省略のない住民票が必要です。	市町村住民票担当課
<b>・入居者及び同居者全員の所得証明書</b> ・16歳以上(高校生で収入のない方を除く)の入居予定者全員のもの ・無所得の場合は、「所得0円」の所得証明書又は非課税証明書を提出すること。 ※前年の所得証明書が発行できない期間(1月～6月)については、直近の所得状況が確認できる以下の書類のいずれかが別途必要 ア 給与所得者 勤務先が発行する源泉徴収票の写し イ 自営業者 確定申告書の写し ウ 年金受給者 最新の年金振込通知書	市町村税担当課
<b>・入居者の県税(個人県民税を除く。)に滞納がないことを証明する納税証明書</b>	県税事務所
<b>・入居者の市町村長発行の個人県民税に係る納税証明書</b>	市町村税担当課

### ◎該当者のみ必要な書類

	提出書類	入手方法
婚姻予定者	婚約証明書	県営住宅管理センター
離婚調停中の方	事件係属証明書	裁判所
離婚協議中の方	協議離婚申立書	県営住宅管理センター
別居扶養親族のいる方	源泉徴収票、確定申告書の写し	
寡婦の方	寡婦に該当する方の戸籍謄本	市町村戸籍担当課
障害者の方	障害者手帳(身体、精神、療育)の写し <u>単身入居申込みの場合は、入居資格者認定のための申立書</u>	
DV被害者の方	一時保護証明書 又は 保護命令決定書	県女性相談センター 裁判所
外国人の方	在留カード・特別永住者証明書の写し	
高齢単身入居の方	入居資格者認定のための申立書	
その他単身入居資格者	資格を有することを証する書類	
その他裁量階層世帯	裁量階層であることを証する書類	
昨年度から転職等により 収入に変更があった方	退職 離職証明書など 就職・転職 給与証明書	

※その他知事が必要と認める書類を提出いただく場合があります。

### 3. 抽 選

入居申込み受付期間終了後、応募者の数が入居可能戸数を超える場合、入居の優先順位を決める抽選会（日時・場所は申込受付時にお知らせします。）を開催します。抽選は、申込み時に希望された団地等毎に行います。

また、団地等によっては、高齢者世帯、子育て世帯、母子世帯等が特別な取扱いを受けることができます場合があります。

なお、抽選会で決まった入居の優先順位は次期受付期間の属する月の翌月まで有効です。その間、入居可能な住宅があるにもかかわらず入居されない場合は、入居の優先順位が最後となります。

その他、障害者のいる世帯等の住替措置や、災害等の避難者で、緊急に入居する必要がある場合は、優先順位に従わない場合がありますのでご了承ください。

### 4. 請書・連帯保証人

#### 1 請書

入居が可能となった場合、県営住宅指定管理者から案内がありますので、指定された日までに県営住宅入居請書を提出してください。請書には、入居決定者の印鑑証明書並びに連帯保証人1人の印鑑証明書及び所得証明書が必要です。

#### 2 連帯保証人

連帯保証人は、①・②の要件をそれぞれ満たさなければなりません。

- ① 原則県内在住の親族とし、日本の国籍を有する方
- ② 入居決定者と独立した生計を営み、かつ入居者と同等以上の収入がある方

民法の改正に伴い以下のとおり、連帯保証人制度を見直すことを予定しています。（詳細は別途お知らせします。）

- 令和2年4月以降新規に入居する方の連帯保証人が保証する極度額（保証の上限額）を設定します。
- 知事が適当と認めた家賃債務保証業者と家賃に関する保証契約を結ばれた方は、新たに連帯保証人を免除します。

### 5. 家賃・敷金等

#### 1 家賃

家賃の額は、入居者の収入、住宅の規模・立地条件・建設年度等に応じて決定されますので、受付窓口までお問合せください。  
また、家賃の納付は、金融機関の口座振替の利用をお願いします。

## 2 敷 金

県営住宅への入居時に、敷金として入居時の家賃の3ヵ月分を納めていただきます。この敷金は、住宅を明け渡すときに還付します。ただし、未納の家賃等がある場合は、その金額を控除します。また、後述する退去修繕費用の一部に充当することも可能です。

## 3 収入申告と家賃

公営住宅の入居者には、毎年度事業主体（富山県）に対し収入の申告が義務付けられており、この申告により翌年度の家賃が設定されます。申告しなかった場合は、家賃は近傍同種の住宅の家賃相当となります。（公営住宅法第16条第1項）

なお、収入申告により収入超過者（県営住宅に引き続き3年以上入居していて、入居者資格の収入基準の上限を超える収入を有する者と認定され通知を受けた者）となった場合は、県営住宅を明け渡すように努めなければなりません。（公営住宅法第28条第1項）

また、収入申告と併せて、県営住宅個人番号届出書（マイナンバー届）を提出していただいた場合、提出された次年度以降の収入申告に必要な書類の一部を省略することができます。

## 4 共益費

公営住宅では、他の入居者と共同で使用するものについて次に掲げるような共益費がかかります。共益費は、住環境の維持管理に必要なもので、必ず収めてください。（富山県営住宅条例第21条）

なお、共益費の金額、支払方法、支払日等は各団地によって異なります。各団地のルールに従って納めてください。

- ・電気料金（外灯、階段灯、集会室の電灯、テレビの受信ブースター、給水施設の基本料・使用料）
- ・電気器具の消耗品（電球、蛍光灯、グローランプ、コード笠、スイッチソケット、ヒューズ等の修理又は取替え費用）
- ・水道料金（屋外散水栓、集会室等の水道施設の基本料金、使用料）
- ・排水設備の維持費（屋内外汚水排水管や側溝の清掃・消毒等に要する費用）
- ・ガス料金（集会室のガス使用料、ガス栓の修理又は交換費用）
- ・低樹木の整備、雑草の管理、害虫駆除等の消毒費用
- ・その他（団地敷地内に不法投棄された粗大ゴミ、放置車両等の撤去費用）

## 5 退去修繕

退去されるときは、畳の表替え、障子と襖の貼り替えを入居者の負担で修繕していただきます。

また、入居者が設置した設備の撤去費用及び入居者の無理な使用や不注意によって施設等を破損した場合にかかる修繕費用も入居者の負担となります。（富山県営住宅条例第20条）

※畳・障子・襖については、民間の賃貸住宅の考え方と異なり、経年劣化による損耗についても県条例の定めにより入居者負担となります。

※修繕費用は、年度毎の修繕単価、入居する部屋の大きさや畳・障子・襖の枚数によって金額は異なります。

※通常の清掃（ゴミの撤去、掃き掃除、拭き掃除、水回り、窓サッシ、台所回りの汚れの除去等）が行われていない場合、清掃費用を請求することがあります。

## 6. その他（注意事項）

### 1 ペット

県営住宅では、犬、猫、鳩などのペットの飼育（餌付けを含む。）は、他の入居者の迷惑になりますので禁止しています。（一時的に預かることも禁止です。）このため、鳴き声・臭い等により、近隣住民から苦情があった場合は、事実を確認した上で、住宅の明け渡し請求を行う場合があります。また、糞尿等により住戸内の汚損が激しい場合は、併せて損害賠償請求を行う場合があります。  
ただし、身体障害者が盲導犬、介助犬の利用を希望するときは申し出てください。

### 2 除草・除雪・清掃

県営住宅では、団地内の除草（低木の整備を含む。）や除雪、清掃については、入居者の皆さんで協力して実施して下さい。

### 3 自治会・町内会

秩序ある住みよい団地をつくり、気持ちよく生活していただくために、入居者の皆さんの自治組織として自治会又は町内会が存在します。入居者は共同生活を営む一員であることを自覚し、役員の方に全ての責任を押し付けるのではなく、お互いに協力して共同生活を行ってください。

### 4 駐車場

駐車区画の割り振りは、各団地の自治会等で行っております。駐車場の使用を希望する場合は、各団地の役員の方に申し出てください。  
また、駐車枠は原則1世帯につき1台です。駐車区画以外（来客者用枠）での駐車は一切禁止しています。  
※駐車場のルールが守られない場合は、駐車枠の使用を禁止します。

### 5 外部網戸の設置

各住戸の網戸の設置及び撤去は自己負担となっております。（ただし、蓮町団地の2・3・4号棟を除く。）網戸が必要な場合は各自で設置して下さい。

### 6 電気・ガス・水道

電気・ガス及び水道の使用のお申し込みは、ご自身で各事業者に連絡し、お申し込みください。  
浴槽・風呂釜が設置されていない住宅（東新庄・不二越・城川原・太閤山の一部）で浴槽・風呂釜を利用される場合は、各自でレンタル（日本海ガス）していただくこととなります。

## 7 共同住宅でのマナー

共同住宅で生活していく上で次に掲げるような最低限のマナーを守って下さい。

### ・ゴミ処理のルールを守る

ごみ処理は各市や団地のルール（ゴミを出す曜日、ゴミの分別方法等）を守り、お互いに良い住環境の保全に努めて下さい。

### ・騒音を出さない

通常の生活音はある程度聞こえることがありますが、早朝や夜遅くに洗濯機や掃除機を使用することは控えて下さい。

また、大声を出して騒いだり、オーディオ機器の音量を必要以上に大きくしたりすると近所迷惑になりますのでお互いに慎んで下さい。

### ・悪臭を出さない

部屋の中にゴミを溜め込むと不衛生だけでなく悪臭が発生したり、害虫が発生する原因になり、近隣住民の迷惑となりますので、住戸内にゴミを溜めないで下さい。

### ・駐車場使用のルールを守る

団地内の通路等駐車区画以外での駐車や、来客者用駐車枠への駐車は本来の使用目的（ゴミ収集車の作業、救急車や消防車などの緊急車両の活動、来客者の訪問等）の妨げとなりますので、指定された区画以外には駐車しないで下さい。

### ・自治会（町内会）のルールを守る

団地を良好な環境に維持していくには入居者全員の協力が必須です。団地の活動には協力・参加を心がけて下さい。

### ・県が実施する営繕工事に協力する

県では、入居者の方が気持ちよく暮らせるよう、建物の維持管理のために、県営住宅の営繕（外壁・防水・上水下水配管、電気幹線）工事や補修工事を行っています。工事の内容によっては住戸内に立ち入らなければならないものもあります。

また、工事車両等を効率よく配置し、短期間で工事を終わらせるためには、普段入居者が利用されている駐車枠の移動を一時的にお願いすることがあります。ご協力が得られない場合は、工事を完了させることができませんので、必ずご協力をお願いします。